

副 本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 東 京 都 外1名

準備書面(3)

令和5年1月27日

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

被告東京都指定代理人 飯 田 隼 矢


同 寺 内 伊 織


同 寺 本 孝 規


同 松 本 渉


同 高 橋 一 光


同 川 尻 拓 也


略語表

※ 本準備書面で新たに用いるもの（略語表においては下線記載）のほかは、被告
東京都の従前の例による。

【原告関係者】

原告会社	原告大川原化工機株式会社
原告大川原	原告大川原正明
亡相嶋	相嶋靜夫
原告島田	原告島田順司
原告大川原ら3名	原告大川原、亡相嶋、原告島田
原告会社[]	原告会社従業員である[]
原告会社[]	原告会社取締役である[]
原告会社[]	原告会社従業員である[]
原告[]	原告[]

【警視庁関係者】

外事一課	警視庁公安部外事第一課
外事一課員	外事一課に所属する警察官
[] 警部補	外事一課 [] 警部補

【その他の関係者】

安保管理課	経済産業省貿易經濟協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
C I S T E C	一般財団法人安全保障貿易情報センター
[] 准教授	千葉大学大学院医学研究院 [] 准教授
[] 教授	東京医療保健大学 [] 名誉教授
[] 教授	岐阜大学 [] 教授
訴外 []	経済産業省の []

【事件関係】

本件噴霧乾燥器 1	噴霧乾燥器 R L - 5
本件噴霧乾燥器 2	噴霧乾燥器 L - 8 i
本件各噴霧乾燥器	本件噴霧乾燥器 1 及び 2
本件各被疑事件	本件被疑事件 1 及び 2
本件任意取調べ	原告島田に対する平成 30 年 12 月 11 日から令和 2 年 2 月 10 日までの間の 39 回の任意の取調べ
本件弁解録取	令和 2 年 3 月 11 日に原告島田を逮捕した直後の弁解録取
弁解録取書①	警部補が最初に作成した弁解録取書
<u>本件要件ハに係る 争点①</u>	外事一課員が「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したこと
<u>本件要件ハに係る 争点②</u>	外事一課員が本件省令 2 条の 2 第 1 項 2 号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したこと
<u>本件要件ハに係る 争点③</u>	外事一課員が曝露防止構造を備えていることが規制要件でないと判断したこと
<u>本件要件ハに係る 争点④</u>	外事一課員が本件噴霧乾燥器 1 内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器 2 内部の温度が上がらない箇所を「ダクト内」と特定したこと
<u>本件要件ハに係る 争点⑤</u>	外事一課員が噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったこと

【法令等】

本件省令	輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
本件要件ハ	本件省令 2 条の 2 第 2 項 5 号の 2 ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」

本件通達	昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62 貿易局第322号「輸出貿易管理令の運用について」
A G	オーストラリア・グループ
ガイダンス	「輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材」
国賠法	国家賠償法
曝露防止構造	噴霧乾燥器運転時に曝露しないような構造
マトリクス	経済産業省作成の「輸出令及び貨物等省令のマトリクス」
E U 対比表	C I S T E Cのインターネットホームページの「輸出規制の 品目リスト 日-E U対比表」

【書面関係】

被告都準備書面(1)	被告東京都の令和4年2月9日付け準備書面(1)
被告都準備書面(2)	被告東京都の令和4年5月13日付け準備書面(2)
原告ら準備書面1	原告らの令和4年6月30日付け第1準備書面
原告ら準備書面2	原告らの令和4年6月30日付け第2準備書面
調査嘱託回答	令和4年9月14日付け安保管理課長作成の「調査嘱託書に に対する回答について」

目 次

第1	原告ら準備書面1に対する反論（本件要件ハの該当性判断）	6
1	争点及び違法性判断基準について	6
2	本件要件ハに係る争点①について	6
3	本件要件ハに係る争点②について	12
4	本件要件ハに係る争点③について	13
5	本件要件ハに係る争点④について	14
6	本件要件ハに係る争点⑤について	20
第2	原告ら準備書面2に対する反論（取調べ等の違法性）	23
1	原告島田の嫌疑の程度について	24
2	事前に恣意的な供述調書を作成したとの主張について	26
3	供述調書を修正等する機会を不当に妨害したとの主張について	27
4	誘導や詐術的発言、恫喝を含む言動をしたとの主張について	35
5	本件弁解録取に係る主張について	36
第3	結語	38

被告東京都は、本準備書面において、原告らの令和4年6月30日付け第1準備書面及び第2準備書面（以下、それぞれ「原告ら準備書面1」及び「原告ら準備書面2」という。）における主張に対して必要と認める範囲で反論する。

第1 原告ら準備書面1に対する反論（本件要件ハの該当性判断）

1 争点及び違法性判断基準について

本件要件ハの該当性に関する争点は、外事一課員が、

- (1) 「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したこと（以下「本件要件ハに係る争点①」という。）
- (2) 本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌できれば足りると判断したこと（以下「本件要件ハに係る争点②」という。）
- (3) 曝露防止構造を備えていることが規制要件でないと判断したこと（以下「本件要件ハに係る争点③」という。）
- (4) 本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の温度が上がらない箇所を「ダクト内」と特定したこと（以下「本件要件ハに係る争点④」という。）
- (5) 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったこと（以下「本件要件ハに係る争点⑤」という。）

がそれぞれ不合理といえるか否かであり（第4回口頭弁論調書別紙）、外事一課員が当時そのように判断したことが、本件各被疑事件の当時の捜査経緯を考慮し、証拠の評価について法の予定する一般的な警察官を前提として通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつその裁量権を逸脱した行き過ぎたものであって、到底その合理性を肯定することができないものであったか否かという観点から検討されることとなる（被告東京都の令和4年5月13日付け準備書面(2)〔以下「被告都準備書面(2)」という。〕第2の2(4)・11ページ）。

2 本件要件ハに係る争点①について

- (1) AGの原文を忠実に反映するべきとの主張について

ア 原告らの主張

原告らは、本件要件ハの「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれないことを裏付ける事情として、本件省令の改正前に経済産業省の[](以下「訴外[]」という。)が原告島田らに対して送信したメールの内容(甲127号証の1及び2)や、訴外[]がAGにおける噴霧乾燥器の規制要件の検討過程においてデンマーク、A国及びアメリカから受信したメールの内容(甲128号証、甲129号証の1及び2)によれば、要するに、本件要件ハの「殺菌」とはAGの原文を忠実に和訳した薬液消毒を指すものであるから、外事一課員が本件要件ハの「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したことが不合理であると主張するものと解される(原告ら準備書面1第1の2・5ないし10ページ)。

イ 被告東京都の反論

しかしながら、後述するとおり、原告らの主張は、本件要件ハの「殺菌」の解釈について、薬液消毒であると解すべき根拠とはならないし、被告都準備書面(2)第2の4(1)イ(13ないし16ページ)で述べたとおり、そもそも、AGは法的拘束力を持つ国際約束に基づく枠組みではなく、日本における輸出管理規制は、国内法令及びその解釈運用によって行われているものであるから、外事一課員の解釈についても国内法令及びその解釈運用に沿ったものであり、AGの原文を忠実に和訳していないとする原告らの主張は、前提において失当というほかない。

この点については、安保管理課職員が、東京地方検察庁検察官からの聴取に対し、AG規制リストは、法的拘束力を持つ条約ではなく、いわば紳士協定であること、AG参加各国において、同合意の趣旨にのっとり、それぞれの実情に応じて輸出管理貿易制度をより実効的なものとするため、国内法等を整備し、解釈運用しており、日本においても同様に、政省令等を整備し、解釈運用していると述べていることからすれば、本件要件ハの「殺菌」の解釈についても国内法令に沿って解釈運用していることは明らか

かである（丙A58号証2ページ）。

そして、原告らが指摘する訴外■のメールには、「政省令等案については、オーストラリア・グループの噴霧乾燥機の規制テキスト（英文）をある程度日本語に翻訳したものとなっておりますが、一部、意図的に翻訳していない箇所もあります」（下線は引用者による。）との記載があり、AGの原文を忠実に和訳することを前提としていないことが明らかである。

また、原告らが指摘するデンマークからのメールによれば、同国は「Capable of being sterilized or disinfected in situは蒸気滅菌を含むすべての滅菌及び殺菌方法をカバーしている。」（下線は引用者による。）と訴外■に回答したことであり（甲128号証）、同回答内容は、経済産業省の解釈（本件通達の解釈^{*1}）と同様、滅菌又は殺菌の方法としてあらゆる方法が含まれると示唆しているものと認められる。

また、A国からのメール（甲128号証2ページ）及びアメリカからのメール（甲129号証の1・1及び2ページ、同号証の2・2及び3枚目）をみても、本件要件ハの「殺菌」が薬液消毒を指すことをうかがわせる記載は一切認められない。

したがって、原告らの主張によっても、本件要件ハの「殺菌」が薬液消毒を指すものとは認められないから、外事一課員が本件要件ハの「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したことが不合理とならないことは明らかである。

(2) 経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかったとの主張について

ア 原告らの主張

*1 本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」を「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」と解釈していること（乙3号証1116ページ）

原告らは、①訴外 [] が平成24年12月19日に原告島田等に本件省令の改正案を送信した際に本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈について一切言及していないこと、②CISTECが発行したガイダンスに本件通達の解釈が適用されるとの記載がないこと、③経済産業省作成の「輸出令及び貨物等省令のマトリクス」（甲11号証。以下「マトリクス」という。）において、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として本件通達の解釈の文言が記載されていなかったこと、④CISTECのインターネットホームページの「輸出規制の品目リスト　日-EU対比表」（甲131号証の1及び2。以下「EU対比表」という。）にEUにおける規制要件と日本における規制要件が「厳密に一致しない」とされていないこと、⑤経済産業省がCISTECを介して、原告会社に対して、「内部の滅菌・殺菌が出来る装置」とはどうのような設計仕様のものと考えられるかについて質問していること（甲132号証の1及び2）からすれば、経済産業省は平成28年5月時点において、本件通達の解釈に従った運用をしていなかつたなどと主張するものと解される（原告ら準備書面1第1の4(2)・11ないし14ページ）。

イ 被告東京都の反論

経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていたことは、安保管理課の[]課長補佐及び[]課長補佐の供述調書（丙4号証9及び10ページ、丙10号証13及び14ページ）、安保管理課長から東京法務局訟務部長宛ての回答（丙25号証1ページ）並びに安保管理課長の調査嘱託回答2ページによって明白である。

これに対し、原告らは上記①ないし⑤のとおり主張して、経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかつたなどと主張するが、以下に述べるとおり、原告らの主張によても、経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかつたとはいえないから、原告らの主張はいずれも失当である。

(ア) 上記①の主張について

訴外 [REDACTED] が原告島田等に本件省令の改正案を送信した際に本件要件ハの解釈について言及していないことが、なにゆえ経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかったことになるのか判然としないが、訴外 [REDACTED] は、本件省令改正前、原告島田に対して「滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのではないかと思います。」

(下線は引用者による。) とメールしているとおり(甲129号証の1・4ページ、丙A17号証17ページ及び別添資料9)、滅菌又は殺菌の方法としてあらゆる方法が含まれることに言及している。

(イ) 上記②の主張について

本件要件ハの解釈運用を行っているのは経済産業省であって(丙4号証2ページ、丙10号証2ページ)、CISTECではないから、CISTECが発行したガイダンスに本件通達の解釈が適用されるとの記載がないことをもって、経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかったことにはならない。

この点については、安保管理課職員が、東京地方検察庁検察官からの聴取に対し、ガイダンスは経済産業省が監修しているものではなく、本件通達等により経済産業省が示している解釈等以外に、ガイダンスに記されている解釈等は経済産業省の見解ではないと述べていることからしても明らかである(丙A58号証3ページ)。

(ウ) 上記③の主張について

関係法令上、本件要件ハの解釈運用の公表又は通知を義務付ける定めは見当たらないため、マトリクスにおいて、経済産業省が本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として本件通達の解釈の文言を記載していないことをもって、経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかったことにはならない。

(エ) 上記④の主張について

上記(イ)で述べたとおり、本件要件ハの解釈運用を行っているのは経済産業省であってC I S T E Cではないから、C I S T E Cのホームページ上のEU対比表の記載をもって、経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかつたことにはならない。

なお、EU対比表が掲載されたホームページ上において、EU対比表の使用に当たっての注意事項として、「経済産業省はその完全性、正確性等にいかなる保証をするものではありません。経済産業省は、対比表の使用、閲覧等に起因、または関連して生じたいかなる損害、損失、費用等について、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、対比表の使用、閲覧等に起因、または関連して生じたいかなる法令等違反について、利用者は免責とはなりませんので、安全保障貿易管理にあたっては、必ず、適用される最新の法令等を御確認ください。」(丙29号証)と掲記され、C I S T E Cのホームページにおいても、「具体的な規定内容の対比については、政省令等やEU規制の文言を精査のうえ、ご自身で行ってください。」(甲131号証の1)と掲記されていることからすれば、EU対比表の内容が経済産業省の解釈を示すものでないことは明らかである。

(オ) 上記⑤の主張について

C I S T E Cの[REDACTED]氏が甲132号証の2の質問事項を原告会社に対して行ったのは、あるAG加盟国から、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をできるもの」という要件について、各国の輸出管理における評価方法について情報提供の要請があり、原告会社に対し、当該要件に該当するか否かの判断基準を質問しようと考えたとの理由であり(丙A18号証10ページ)、要するに、日本の事業者における該非判定基準を調査するために行われた質問であるから、当該質問が原告会社に対してなされたからといって、経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかつたことにはならない。

この点について、事業者は、輸出者遵守基準に従って、輸出等を行う貨物等がリスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定める義務があり、同責任者は、判定根拠資料を基に、該非判定の対象に誤りがないか、該非判定の対象が法令で規定する内容に合致するか、最新法令に基づき該非判定が行われているか等を確認して決裁を行う手続をとることとされているため（甲2号証25ページ）、CISTECの[REDACTED]氏が、原告会社に対して該非判定基準を調査するために質問をしたものと認められるのである。

3 本件要件ハに係る争点②について

(1) 原告らの主張

原告らは、AGの原文を和訳すれば、「全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成すること」が必要とされているから、本件要件ハの「殺菌をすることができるもの」は、全ての微生物の感染力を除去することを要すると解するのが相当であるとか、他国において規制がなされていない貨物等の輸出を日本において独自に規制するような解釈は法令の趣旨を逸脱するものであるから、外事一課員が本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌をできれば足りると判断したことは不合理であるなどと主張する（原告ら準備書面1第2の2及び3・17及び18ページ）。

(2) 被告東京都の反論

しかしながら、前記2(1)イ（7及び8ページ）で述べたとおり、AGは法的拘束力を持つ国際約束に基づく枠組みではなく、日本における輸出管理規制は、国内法令及びその解釈運用によって行われているものであるし、安保管理課の[REDACTED]課長補佐及び[REDACTED]課長補佐が、本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌のうちの一部である大腸菌等の非芽胞菌が死滅することが説明されていること等をもって、本件要件ハの規定に該当するものと思われる供述している上（丙4号証22ページ、丙10号証28ページ）、安保管理課長が、本件要件ハの「殺菌」の対象は、本件省令2条の2第1項

に規定している細菌等の微生物のうち一種類でも足りると回答していることも踏まえれば（丙25号証1ページ、調査嘱託回答3ページ）、外事一課員が本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌をすることができれば足りると判断したことは何ら不合理ではない。

4 本件要件ハに係る争点③について

(1) 原告らの主張

原告らは、CISTECが発行したガイダンスの作成に経済産業省の職員が関与していた証拠として同職員の名刺があり（甲130号証の2〔甲132号証の2の誤りと思われる。〕）、同職員が作成に関与したガイダンスには、「乾燥粉体が漏れない状態にして、又は製造作業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌又は殺菌ができる構造を示している」と、曝露防止構造を有していることが規制要件であることが明記されていることからすれば、外事一課員が曝露防止構造を備えていることが規制要件ではないと判断したことは不合理であるなどと主張するものと解される（原告ら準備書面1第3の2・18及び19ページ）。

(2) 被告東京都の反論

経済産業省の職員の名刺の写し（甲132号証の2・3枚目）が存在することをもって、同職員がどのようにガイダンスの作成に関与したとするのか判然としないが、この点をおくとしても、甲132号証の2の2枚目のガイダンスの「執筆者」を見れば明らかなどおり、経済産業省の職員は執筆を担当していない上、ガイダンスは経済産業省が監修しているものではないというのであるから（丙A58号証3ページ）、原告らの主張は前提において失当というほかない。

そして、経済産業省において、曝露防止構造を備えていることは規制要件ではないと解釈していたのであるから（丙25号証2ページ、丙A58号証3ページ、調査嘱託回答3ページ）、もとより、外事一課員が曝露防止構造を備えていることが規制要件ではないと判断したことが不合理でないことは

明白である。

5 本件要件ハに係る争点④について

- (1) 乾燥室測定口の温度が上がりづらいことが噴霧乾燥器の構造から明らかであるとの主張について

ア 原告らの主張

原告らは、噴霧乾燥器内部の最低温箇所の特定に関して、①原告会社の噴霧乾燥器のユーザーではなく、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所について十分に理解していない [REDACTED] 株式会社からの「理論上」の考えのみに依拠したこと、② [REDACTED] 株式会社は、菌が死ににくい場所として「器具と器具の間のパッキン部分」を示しており、当該箇所は本件各噴霧乾燥器の最低温箇所となる「乾燥室測定口」を暗に示すものであったこと、③噴霧乾燥器は乾燥室に熱風を送り込んで乾燥室の温度を上げる構造になっているから、熱風が直接当たらない箇所や、空気の循環が悪い箇所は当然温度が上昇しにくいことは明らかであり、乾燥室に近い部位であっても構造によっては温度が上がりづらい場合があり得ることを外事一課員は当然に認識し得たこと、④噴霧乾燥器の熱風が乾燥室上部から下部に向かって流れるのに対し、乾燥室測定口が、乾燥室外側に対して下から上に向かって細長く伸びており、かつ、袋小路のような構造となっていることからも熱風が行き届かない温度が上がりにくい箇所であることは一目瞭然であり、熱風の上流にある乾燥室が最も温度が高く、下流にあるサイクロン、バグフィルタ、排風機の温度が比較的上がりにくいとの理論が必ずしも当てはまらないことが明らかであったことからすれば、外事一課員が本件噴霧乾燥器1につき「バグフィルタ下部」、本件噴霧乾燥器2につき「ダクト内」が最低温箇所となると特定したことは不合理であるなどと主張する（原告ら準備書面1第4の2(1)イ及び同(3)・22ないし24、28ないし32ページ）。

イ 被告東京都の反論

(7) 上記①の主張について

外事一課員は、[REDACTED] 株式会社からの聴取結果のみに依拠して本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所を特定したものではない。

すなわち、外事一課員は、噴霧乾燥器メーカー及びユーザーから、噴霧乾燥器は熱風によって殺菌できる性能を有しており（乙8号証の1、同5、同6、同8、同9、同10、同11、同16、同19、同25、丙A141号証3ページ、丙A152号証3ページ）、その内部には熱風が行き渡る旨を聴取していたこと（乙8号証の8、同10、同12、同19、丙A141号証3ページ）、株式会社 [REDACTED] から、滅菌・殺菌が必要な部分は乾燥室とサイクロンと思うため、サイクロンの出口温度を計測すればよいと思う旨を聴取したこと（乙8号証の8）に加え、噴霧乾燥器及びそれに付随するCIP機能（自動洗浄装置）の設備を含めたシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社である [REDACTED] 株式会社（丙A132号証2ページ）から、平成29年12月25日に、「噴霧乾燥器内部に熱風を送った際に最も温度が低くなる場所は、装置末端の排風機後にある管の部分と思われる。」、「乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる。」と聴取し（丙A132号証）、さらに、平成30年3月12日に、「前回、噴霧乾燥器内の最も温度が低くなる場所について、排風機後と説明したが、熱風は上昇する特性があることを改めて考えるとサイクロンの下部つまり回収容器との接合部分の方が低温になる可能性がある。」、「よって、温度測定するのであれば、装置末端の排風機後の管、サイクロンの下部（回収容器との接合部分）、バグフィルタの回収容器との接合部分を測定すれば装置内で最も低くなる場所が特定できるはずである。」と聴取したこと（同号証）を踏まえ、本件噴霧乾燥器1（RL-5）につき、[REDACTED] 株式会社が指摘した、3箇所を含む10箇所の温度測定実験を行った結果、最も低温

であった「バグフィルタの下部」を最低温箇所と特定し（丙4号証別添資料7）、本件噴霧乾燥器2（L-8i）につき、同器は構造上バグフィルタが存在しないため、本件噴霧乾燥器1に係る温度測定実験の際にバグフィルタの下部を除いて低温であったサイクロンの下部及び排気口奥（装置末端の排風機後にあるダクト内）の2箇所の温度測定実験を行った結果、最も低温であった「措置末端の排風機後にあるダクト内」を最低温箇所と特定したものである（丙10号証別添資料10）。

よって、このような捜査経緯からすれば、外事一課員が[REDACTED]株式会社の考えのみに依拠して本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所を特定したものでないことは明らかであるから、原告らの上記①の主張は失当である。

（イ）上記②の主張について

確かに、外事一課員は、[REDACTED]株式会社から、「装置内部で菌が死ににくい場所は器具と器具の間のパッキン部分だろう。」と聴取したことが認められるが（乙8号証の22）、「器具と器具の間のパッキン部分」という抽象的な文言をもって、当該箇所が「乾燥室測定口」を暗に示すものであったというのは、論理の飛躍というほかない。

そして、上記（ア）で述べたとおり、[REDACTED]株式会社は、このような抽象的な表現ではなく、「乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる。」、「熱風は上昇する特性があることを改めて考えるとサイクロンの下部つまり回収容器との接合部分の方が低温になる可能性がある。」、「よって、温度測定するのであれば、装置末端の排風機後の管、サイクロンの下部（回収容器との接合部分）、バグフィルタの回収容器との接合部分を測定すれば装置内で最も低くなる場所が特定できるはずである。」（丙A132号証）と、噴霧乾燥器の構造及び熱風の特性を踏まえ、具体的に最低温となる箇所を説明しているのであるから、外事一課員において、「器具

と器具の間のパッキン部分」という抽象的な表現をもって、「乾燥室測定口」が最低温箇所となると判断しなかったとしても、何ら不合理な点はないのである。

よって、原告らの上記②の主張も失当である。

(ウ) 上記③及び④の主張について

原告らは、熱風の特性及び乾燥室測定口の構造からすれば、同箇所は熱風が行き届かない温度が上がりにくい箇所であることは一目瞭然であると主張するが、上記(ア)で述べたとおり、噴霧乾燥器メーカーやユーザーからの聽取によても、噴霧乾燥器は熱風によって殺菌できる性能を有しており、その内部には熱風が行き渡る旨を聽取している一方、殺菌しにくい箇所として「乾燥室測定口」を指摘する者はいなかったこと、被告都準備書面(2)第2の5(1)イ(イ)(23ページ)で述べたとおり、原告会社エンジニアリング部に所属する者をはじめ複数の社員が、原告会社製の噴霧乾燥器は熱風が内部に行き渡る構造になっている旨、殺菌できる性能を有している旨を述べ(乙5号証の2・1ページ、乙7号証の1・3及び4ページ、同2・2ページ、同3・3ページ、同4・2及び3ページ、同5、同6・2ないし4ページ、同7・2及び3ページ、同8・1及び5ページ、同9・1及び2ページ、同10・3ページ、丙A6号証6及び7ページ、丙A7号証3、5及び6ページ)、原告島田、原告[]及び原告会社社員が噴霧乾燥器で温度が低くなる箇所は「バグフィルタの下部」や「排気ファン」であるなどと述べている(乙5号証の1・4ページ、乙6号証の36・1ページ、乙7号証の7・3ページ、同11・1ページ)一方、これらの者が温度が上がりづらい箇所として具体的に「乾燥室測定口」を指摘していないことからすれば、原告らの主張するように、温度が上がりにくい箇所が「乾燥室測定口」であることが一目瞭然であるといえないことは明らかである。

加えて、本件各噴霧乾燥器の熱風は乾燥室から配管を通じてサイクロ

ン、バグフィルタ（本件噴霧乾燥器2には存在しない。）、装置末端の排風機へと流れるところ（この点については、原告らも訴状28ページにおいて主張しているところである。）、本件噴霧乾燥器1の写真（丙A2号証写真1、11ないし14）や図面（甲135号証、丙16号証別添資料1・4ページ）、本件噴霧乾燥器2の写真（丙A26号証写真3）や図面（甲136号証、丙17号証別添資料の「研究開発用スプレードライヤー-8i」2枚目）によれば、乾燥室から排風機までは相応の距離の配管を通って熱風が排出される構造となっており、このような構造を踏まえれば、外事一課員において、熱風が直接送り込まれる乾燥室に付属している測定口の温度が最低温となる箇所であると認識することは著しく困難であったといわざるを得ない。

よって、原告らの上記③及び④の主張も失当である。

(2) 原告会社の社員が乾燥室測定口の温度が上がりづらいと指摘していたとの主張について

ア 原告らの主張

原告らは、亡相嶋が「温度計座、差圧計座」（甲27号証）、原告会社[■]が「乾燥室内の圧力センサー等の部分」、原告会社[■]が「計測器（圧力計等）」、原告会社[■]が「温度、圧力を測るパーツの部分」がそれぞれ温度が上がりづらい箇所として指摘しており、当該指摘は、本件各噴霧乾燥器の見積用フローシート（甲135、136号証）と同フローシート上の記号を説明する資料（甲137号証）とインターネット上で検索可能なJIS規格の資料（甲138号証）とを照らし合わせれば、仮に上記の者らが「測定口」という文言を述べていなかったとしても、「内部温度や内部圧力等を測定する計器その他これに類する箇所」に関する表現を行っていた場合は、外事一課員が本件各噴霧乾燥器乾燥室内の「測定口」が温度の上がりづらい箇所であると認識し得たことは明らかであるなどと主張する（原告ら準備書面1第4の2(2)イ及び同(4)・27及び28、32ないし

36ページ)。

イ 被告東京都の反論

しかしながら、まず、被告都準備書面(1)第2の2(10イ(52及び53ページ)のとおり、亡相嶋が、「温度計座、差圧計座」が温度が上がりづらい箇所として指摘した事実は認められない。この点、亡相嶋は、外事一課員の取調べにおいて、「ハの定置した状態での滅菌又は殺菌については、「殺菌」という言葉がある以上、該当の可能性があるなと思っていました。ですから、私としては、口に該当するもの(中略)を海外に輸出する場合には、該当機として経済産業省に輸出許可申請をする必要があると思っていました。」と供述しているところ(丙A80号証2枚目)、仮に亡相嶋が「温度計座、差圧計座」が温度が上がりづらく本件各噴霧乾燥器を殺菌できないと考えていたのであれば、このような供述をすることは考えられない(付言すると、丙A80号証の供述調書は、外事一課員が亡相嶋に対してその内容を読み聞かせた上、閲読させたところ、誤りのないことを申し立てて、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名指印している。)。

また、原告らは、本件噴霧乾燥器1の見積もり用フローシート(甲135号証)には乾燥室の図面の横に「P I」という記号が記されているところ、原告会社作成のフローシートで使用する記号を定義する資料(甲137号証)と照らし合わせることで、「P I」は「圧力指示」に関する計器、すなわち「圧力計」を意味することが分かるため(原告ら準備書面1・27ページ)、原告会社[]が述べた「乾燥室内の圧力センサー等の部分」、原告会社[]が述べた「計測器(圧力計等)」がこれに当たることは明らかであると主張するが、甲137号証によても、「P I」の明確な定義は記載されておらず、他方で、同資料には「差圧計」については「P D I」と定義されているから(甲137号証6ページ)、同資料によても、原告会社[]及び原告会社[]が述べた箇所が甲135号証の見積もり用フローシートの「P I」に該当し、「乾燥室測定口」に当たると認識すること

とは困難である。

加えて、原告らが指摘する J I S 規格の資料（甲 138 号証）は、当時外事一課員においてその存在を把握していないから、当該資料によって、原告会社 [] や原告会社 [] が述べた「乾燥室内の圧力センサー等の部分」、「計測器（圧力計等）」という文言によって、これらが乾燥室測定口に当たると認識することは困難であったといわざるを得ない。

そして、原告会社 [] は、「温度、圧力を測る部分」について、時間をかければ温まり、殺菌できる可能性があるのは確実である旨を述べているのであるから（乙 5 号証の 3・2 ページ）、原告 [] の発言は原告らの上記主張の根拠となり得ないのである。

以上に加え、前記(1)イ(ウ)（17 及び 18 ページ）で述べたとおり、噴霧乾燥器メーカー及びユーザーはもとより、原告会社エンジニアリング部に所属する者をはじめ複数の社員が、原告会社製の噴霧乾燥器は熱風が内部に行き渡る構造になっている旨、原告島田、原告 [] 及び原告会社社員が噴霧乾燥器で温度が低くなる箇所が「バグフィルタの下部」や「排気ファン」であると述べる一方、これらの者が温度が上がりづらい箇所として具体的に「乾燥室測定口」を指摘していないことも踏まえれば、原告らの主張によつても、外事一課員が本件各噴霧乾燥器乾燥室内の測定口が温度の上がりづらい箇所であると認識し得たといえないことは明らかである。

6 本件要件ハに係る争点⑤について

(1) 原告らの主張

原告らは、①大腸菌はインターネットを通じて購入可能であるため本件各噴霧乾燥器と同型器により粉体化された大腸菌を用いた実験を行うのは容易であったこと、②外事一課員が噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を行わなかった根拠となる意見を聴取した [] 教授、[] 准教授、[] 教授及び特定非営利活動法人 [] は、いずれも粉体に関する学術分野の専門家ではなく、粉体化した細菌の耐熱性に関して特

別な知見を有する者ではないから、同教授らの意見を無条件に信用してよい状況にはなかったこと、③本件要件ハの「殺菌をすることができる」とは、本件各噴霧乾燥器内部に粉体として付着、堆積している状態にある細菌を死滅させることができることを意味すること、本件各噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を行うことが極めて重要な実験であったことに照らすと、原告大川原が粉体になった菌を乾熱で死滅させることは困難であると述べていた上、[REDACTED]研究所、[REDACTED]株式会社及び[REDACTED]株式会社から、粉体の状況等によっては粉体化された細菌は乾熱殺菌できない可能性がある旨を聴取していたことからすれば、外事一課員が噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を行わなかったことは不合理であるなどと主張する（原告ら準備書面1第5の2・40ないし47ページ）。

(2) 被告東京都の反論

原告らの上記主張は、要するに、外事一課員が選択した捜査手法が違法であることを前提としたものであるが、前記1（6ページ）で述べたとおり、本件における外事一課員の判断が国賠法上違法というためには、証拠の評価について法の予定する一般的な警察官を前提として通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつその裁量権を逸脱した行き過ぎたものであって、到底その合理性を肯定することができないものであったか否かという観点から検討されなければならないのであり、被告都準備書面(1)で詳述したとおり、外事一課員による捜査の経過、捜査により収集した証拠資料からすれば、その判断に裁量権を逸脱した行き過ぎたものと評価される事情は認められないから、この点のみをみても、原告らの主張は失当というほかない。

そして、以下に述べるとおり、原告らの上記①ないし③の主張によっても、外事一課員の捜査手法に係る判断が不合理となるものではないから、原告らの主張はいずれも失当である。

ア 上記①の主張について

外事一課員は、本件各噴霧乾燥器と同型器の所有者の協力を得て同所有

者の操作のもとで温度測定実験を行っているところ（丙6号証1及び2ページ、丙14号証3枚目参照）、本件省令2条の2第1項各号に規定された細菌等の微生物を本件各噴霧乾燥器と同型器に入れて実験を行うこととすると、仮に、実験の結果、同噴霧乾燥器内に細菌等の微生物が残留していた場合、同噴霧乾燥器を完全に復元することが困難であると認められたことのほか、有識者からの、乾熱滅菌器による実験方法が最も科学的であり、粉体による検査は必要ないこと（乙8号証の41）、乾熱滅菌器による実験方法は最も適切な証明方法と言えること（乙8号証の43、丙A135号証2ページ）、噴霧乾燥器内部に細菌が残っていたとしても100度程度の乾熱で死滅すること（乙8の39号証、丙A137号証3ページ、丙A139号証2ページ）などの聴取結果を踏まえ、本件各噴霧乾燥器と同型器により温度測定実験を行い、同器内部の最低温箇所を特定した上で、乾熱滅菌器による大腸菌等の殺菌実験を行い、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を判断する検査手法をとることとしたものであって、かかる外事一課員の判断に何ら不合理な点はない。

イ 上記②の主張について

原告らは、[]教授、[]准教授、[]教授及び特定非営利活動法人[]は、いずれも「粉体に関する学術分野の専門家」ではないなどと抽象的な表現を用いて、粉体化した細菌の耐熱性に関して特別な知見を有する者ではないなどと、同教授らの信用性について論難するが、[]教授は、[]大学の[]長であり、酸素が有害となる嫌気性細菌の研究を行っており、菌の性質や取扱いに関して十分に熟知していること（丙13号証1ページ）、[]准教授は、病原性細菌制御学の理学博士として、[]研究院において、主に○157に代表される腸管出血性大腸菌の研究や講義を行っており、病原性細菌、特に○157のエキスパートであること（丙4号証の別添資料12）、[]教授は[]大学名誉教授であること（丙A135号

証)、特定非営利活動法人[REDACTED]は、厚生労働省が所管する研究機関の研究者らによって設立されたもので、予防医学とバイオセーフティ技術（病原体等の安全管理・運営）を基盤とする感染症及び公衆衛生分野における社会的支援等を国内外において展開している団体であつて（丙A137号証2ページ）、いずれも細菌の取扱いに関する専門性を有していることは明らかであるから、原告らの指摘は全く当たらない。

ウ 上記③の主張について

そもそも、被告都準備書面(2)第2の5(2)イ(ウ)（25ページ）で述べたとおり、原告大川原が噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験の必要性を指摘していたものとは認められない。

そして、[REDACTED]研究所は、「焦げた部分の菌は死んでいるだろうが、その下の菌は生き残っている可能性がある。」（乙8号証の15）と述べ、[REDACTED]株式会社は、「温水洗浄をせずに乾熱殺菌を行った場合は、粉体の厚みが薄ければ殺菌できると考えられます。」（丙A138号証3ページ）と述べた上、[REDACTED]株式会社は、「仮に洗浄しないまま空だきによる乾熱殺菌を実施したとしても、乾燥室内壁面に付着した粉体が焦げ付くので次回の運転に支障を来す。また付着する粉体が何層にもなっている可能性があり、この場合、乾熱が奥の層には伝わらないおそれがある。」（乙8号証の6・4枚目）と述べたものの、その後、「噴霧乾燥器の内部に残った粉体は、商品にはならないので廃棄してしまうが、そもそも内部にはそれほど粉体は付かない。洗浄せずに熱風のみあてれば多少焦げ付くかもしれないが菌を殺すことができるのではないか。」（乙8号証の16・2枚目）と述べたものであつて、いずれも、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験の必要性を具体的に指摘していたものとは認められない。

第2 原告ら準備書面2に対する反論（取調べ等の違法性）

1 原告島田の嫌疑の程度について

(1) 原告らの主張

原告らは、原告島田と経済産業省の担当者とのメールのやり取りやC I S T E C 発行の解説書であるガイダンス等の記載内容を指摘して、輸出管理においては、国際協調が重視されていることから、日本が独自の規制をすることは輸出管理の実効性を没却する対応であり、通常想定し難いし、仮に日本がその実情に合わせて独自の規制範囲を設けるのであれば、経済産業省の担当者の発言に照らすと、むしろ蒸気滅菌に限定されるはずであり、原告島田に対する嫌疑は不自然かつ不合理なものであって、同人の取調べを行う必要性は皆無であったなどと主張する（原告ら準備書面 2 第 1 の 2・2 ないし 10 ページ）。

(2) 被告東京都の反論

原告らの上記主張は、経済産業省における本件要件ハの解釈運用が蒸気滅菌に限定されることを前提とするものであるが、これまで被告東京都が主張しているとおり、本件要件ハの解釈運用について、外事一課員らは、国内法令に沿った解釈運用に基づき捜査を行ったものであり、同解釈運用は原告らが主張するような解釈運用とは認められなかつたのであるから、原告らの主張は前提において失当というほかない。

この点、原告らは、訴外 [] のメール（甲 127 号証の 1、甲 129 号証の 1）を挙げて、原告島田に対する嫌疑は不自然かつ不合理なものであったと主張しているところ、以下、噴霧乾燥器の輸出規制開始前の訴外 [] と原告島田とのやり取りを含めた原告会社の当時の対応について述べ、原告島田に高度の嫌疑があつたことを明らかにする。

ア 訴外 [] は、平成 22 年 12 月、AG 参加国からの要望を契機に、噴霧乾燥器の輸出規制を追加することについて議論が始まったことを受け（丙 A 17 号証 1 ページ）、規制対象となる噴霧乾燥器の規制条件を検討するため、平成 24 年 1 月 24 日、原告会社に対してヒアリングを行ったとこ

ろ、原告島田から、噴霧乾燥器は入り口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌又は殺菌できるということを説明された（同号証8ページ及び別添資料4）。

イ その後、訴外■が、平成24年2月23日、原告会社に対するヒアリングを行ったところ、亡相嶋及び原告島田が「殺菌できるものでは菌が残っている状態もあるので、生物兵器製造装置としては適さず、他の製造装置で規定されている考え方と同じく「蒸気滅菌」にするべき。」などという意見を述べたため、AG参加国に対して同意見を送ったところ受け入れられなかつた（丙A17号証11ないし13ページ及び別添資料7）。そこで訴外■は、原告島田に対し、「乾燥滅菌でもある程度滅菌が出来るということなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ない。」とメール送信することで、蒸気滅菌に限定されず、あらゆる滅菌及び殺菌方法を規制せざるを得ないということを明確に回答し、さらに、翌日原告島田に電話をかけ、同メールと同じ内容を説明した（同号証17ページ及び別添資料9）。

ウ 訴外■は、平成24年12月19日、原告島田に対し、規制文を和訳する際の翻訳内容について意見を求めたところ、原告島田は、「AGで規定した”capable of drying toxins or pathogenic”を政令あるいは省令に記載した方が良いと思います。そうでなければ、他国に比べ広範囲の規制となり一般輸出に影響がでる恐れがあります。」「”in situ”を”定置した状態で”としてますが、”分解せずに”とした方が意味が明確になるのではないかでしょうか。」などと意見したが、同意見が反映されることはなかつた（同号証19ないし22ページ及び別添資料14）。

エ その後、原告大川原は、株式会社■の監査役に対し、本件省令改正案のパブリックコメントに、規制の対象となる噴霧乾燥器を「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ」ものに限定するという趣旨の意見を提出するよう依頼したため（丙21号証5及び6ページ、

同号証資料3)、同監査役は、平成25年8月22日、当該内容の意見をパブリックコメントに提出したが、同監査役のパブリックコメントが反映されることではなく(同号証資料5)、同年10月15日、改正された本件省令が施行された(丙A25号証7ページ)。

このように、原告島田は経済産業省の本件要件ハの解釈運用を当時から認識していた上、原告島田及び原告大川原は、原告会社の噴霧乾燥器の輸出に影響が出ないよう規制範囲を限定するために、訴外[]にメールをしたり、パブリックコメントを利用するなどしたものと評価するのが相当であり、そうすると、経済産業省の担当者の発言を根拠に蒸気滅菌に限定されるはずであるなどとする原告らの主張は事実に反するものであり、上記改正までの経緯からすれば、本件各被疑事件に係る原告島田の嫌疑は相当高度であったものというべきである。

2 事前に恣意的な供述調書を作成したとの主張について

(1) 原告らの主張

原告らは、[]警部補が作成した供述調書のドラフト(下書き)は、取調べ開始前に下書きの形ではなく供述調書の形すでに完成・印刷されており、[]警部補は更なる取調べを行うことなく原告島田に対して署名指印を要求しており、[]警部補が恣意的に作成したものであったなどと主張する(原告ら準備書面2第1の3・10ないし12ページ)。

(2) 被告東京都の反論

被告都準備書面(2)第3の2(2)イ(30及び31ページ)で述べたとおり、[]警部補が恣意的な供述調書を作成した事実はない。

この点について付言すると、[]警部補は、事前に聴取した内容を供述調書の形式(丙A81号証等参照)ではなく白紙に打ち出し、当該用紙を見せながら原告島田から更なる聴取を行いつつ、加除訂正し、供述の録取が終了した段階で、当該用紙の内容を供述調書に転記し、原告島田に対してその内容を読み聞かせた上、当該供述調書を閲覧させて、誤りのないことを確認し、

原告島田がこれに納得して供述調書の各葉に指印した後、末尾に署名指印しているのである。

したがって、原告らの主張は事実に反するものである。

なお、[REDACTED] 警部補は、原告島田が加除訂正を申し出ることが多かったことを考慮し、供述内容を白紙に打ち出して加除訂正を行った後に、供述調書に転記して閲覧等をさせていたものである。

3 供述調書を修正等する機会を不当に妨害したとの主張について

(1) ペンの貸与について

ア 原告らの主張

原告らは、本件任意取調べ中、原告島田が手を伸ばせば届く位置の机上にペンが置いてあったことからすれば、自傷行為や受傷事故防止のための特段の措置は執られていなかったし、原告島田は任意出頭にも真摯に応じており、自傷行為や他害行為に及ぶ具体的なおそれは全く存在しなかったから、[REDACTED] 警部補が原告島田の自傷行為や受傷事故防止を理由にペンの借用の申出を拒否したとは認められないなどと主張する（原告ら準備書面2第1の4(2)・13及び14ページ）。

イ 被告東京都の反論

この点、[REDACTED] 警部補は、供述調書への署名のために原告島田にペンを貸し出す際以外は、原則、背広又はワイシャツの胸ポケットにペンを入れており、[REDACTED] 警部補自身がペンを使用後一時的に机上に置くことはあっても、原告島田がペンを取ろうとした際にすぐさま制止できるよう、[REDACTED] 警部補の目前で、原告島田が手を伸ばしてもすぐに届かない位置にペンを置くなど、自傷行為や受傷事故防止のための特段の配慮をしていたものであるから、この点に関する原告らの主張は事実に反するものである。

また、任意取調べ中の被疑者が捜査員の隙について、割り箸を口中に入れて自殺を図った事案があるなど（佐賀地裁平成9年1月24日判決・判例タイムズ970号146ページ）、被疑者として取調べを受けている者

が突如自傷行為等に出る可能性があることは経験則上明らかであり、[REDACTED] 警部補が原告島田の自傷行為や自身の受傷事故防止に留意することは合理的な理由があるから、[REDACTED] 警部補が原告島田の自傷行為や受傷事故防止を理由にペンの借用の申出を拒否したとは認められないとする原告らの主張は失当である。

(2) 交換条件の提示をしたとの主張について

ア 原告らの主張

原告らは、本件任意取調べの際に、原告島田が「もう協力したくない。私が言った内容を書類にしてももらえないし。」(乙6号証の18)、「私が話した内容が悪意のかたまりみたいな書類にされている」(乙6号証の19)などと抗議しているにもかかわらず、増減変更申立てがなされた供述調書が1通も存在しないことは、[REDACTED] 警部補が原告島田の増減変更の申立てを拒否し続けたことの証左であり、[REDACTED] 警部補が、交換条件に応じない限り修正に応じなかつたことは違法であるなどと主張する(原告ら準備書面2第1の4(3)・14ないし16ページ)。

イ 被告東京都の反論

そもそも、原告島田が「もう協力したくない。私が言った内容を書類にしてももらえないし。」「私が話した内容が悪意のかたまりみたいな書類にされている」と発言したことをもって、[REDACTED] 警部補が交換条件を提示したというのは論理の飛躍であって、失当というほかない。

この点、前記2(2)(26及び27ページ)で述べたとおり、[REDACTED] 警部補は、白紙に打ち出した原告島田の供述内容を、同人に対して当該用紙を見せながら更なる聴取を行いつつ、加除訂正し、供述の録取が終了した段階で、当該用紙の内容を供述調書に転記し、原告島田に対してその内容を読み聞かせた上、当該供述調書を閲覧させて、誤りのないことを確認し、原告島田がこれに納得して供述調書の各葉に指印した後、末尾に署名指印していた経緯を踏まえれば、増減変更申立てがなされた供述調書が存在しな

かつたとしても不自然ではないし、[] 警部補が、原告島田に対して交換条件を提示した事実もない。

(3) 増減変更の申立てを拒否したとの主張について

ア 原告らの主張

原告らは、原告島田は、①曝露防止構造を有するCIP機能付き薬液による滅菌・殺菌が可能な噴霧乾燥器が規制要件に該当すると認識していたこと、②ガイダンスに従って非該当と判断し許可が必要でないと思い無許可で輸出していたこと、③乾熱殺菌が業界において非常識であり、一切発想したことがないことについて、本件任意取調べ当初からこのような認識を有しており、これらの点について供述調書に記載されないことについて原告島田が納得することはあり得ないと主張する（原告ら準備書面2第1の4(4)ないし(6)・16ないし23ページ）。

イ 被告東京都の反論

(ア) 原告島田の供述内容を吟味すると、同人は[] 警部補の取調べに対し、

❶ 規制要件の認識について

- ・ (平成24年3月12日の経済産業省から原告島田宛ての) メールで、蒸気・熱・放熱等のあらゆる方法での滅菌・殺菌を含むということは分かった。(乙6号証の5・2ページ)。
- ・ (経済産業省との) その後のやり取りで、結局、滅菌・殺菌の方法や範囲は、蒸気、熱、放熱、薬液等の全ての方法を含み、包括的な文言にならざるを得ないと認識した(乙6号証の6・2ページ)。
- ・ 平成24年4月25日の営業会議の当時、経済産業省から「規制はAGの原文どおり、あらゆる方法を含む滅菌及び殺菌という条件になる」旨を知らされていたので、議事録にあるとおり、「SD(噴霧乾燥器のこと)の輸出に関しては、基本的に許可申請が必要」と発言した(乙6号証の10・1ページ)。
- ・ 平成24年3月12日、訴外[] から、「日本の実情においては

蒸気滅菌が妥当なのかもしれません、（中略）滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのでないのではないかと思います。」とのメールが送られてきて、翌13日に訴外[]から電話があり、「省で検討した結果、日本国としては蒸気滅菌に限定しません」と同じ内容の説明を聞き、日本は他国と足並みを揃える方針、つまり、滅菌及び殺菌にすることに決定しただと悟った。

その後、原告大川原に対し、「経産省の[]さんから電話があり、今のAGの動きでは日本の案は通らず、AGの原文どおりに、あらゆる方法を含む「滅菌・殺菌」という広範囲な規制になる見込みです」と口頭で報告した（以上につき、丙A86号証5及び6ページ）。

② 非該当判断の根拠について

- ・ 輸出許可申請の該当非該当の判断基準に関して、各輸出案件につき、フロー図にある該非判定委員会が判定したこともない（乙6号証の6・3ページ）。
- ・ 本来、経済産業省に条文が意味することを確認しなければならないにしなかったし、明確な判断基準を社内で作成したわけでもない。輸出管理体制も杜撰で、輸出管理最高責任者も該非判定委員会も全く機能していなかった（乙6号証の7・3ページ）。
- ・ 結局、原告会社製の装置を「非該当」としたわけだが、会社統一の明確な理由付けはなかった。（中略）本当に、杜撰でいい加減なことをやってしまった（乙6号証の9・2ページ）。
- ・ 全員が条文（引用者注：本件要件ハの条文）が意味することを確認することに手を付けなかった。申し訳ない（乙6号証の11・3ページ）。
- ・ 10月7日の業務運営会議で亡相嶋が「定置した状態で滅菌・殺菌できないから、うちのは殆どあたらない」と言って、原告大川原も異論を唱えなかつたので、非常にいい加減な話だが、これが「非

該当」と決まった経緯だった（乙6号証の15・2ページ）。

- ・ 平成25年10月7日の業務運営会議で、亡相嶋が「CIP等で自動で洗浄や滅菌・殺菌ができる装置が該当する」とも発言していたと言ってきたが、実は、亡相嶋はこの内容を言っていない。該当性の線引きについての説明はなく、単に「うちのは殆ど当たらない」と言っただけだった。そもそも、警察の捜索が入るまで、原告大川原も亡相嶋も、該当する装置として「CIP」、「高度な殺菌」、「高生理活性」といったことは一言も言っていたなかった（乙6号証の21・1ページ）。
- ・ 結局、規制要件を専用設計の装置にすべきという原告会社の要望は通らず、「滅菌又は殺菌」という広範囲で、原告会社製の噴霧乾燥器が該当し得る内容となつたが、当時、この規制条件に対する社としての線引きはなかった。原告大川原、亡相嶋、原告島田を含め、誰も、該非の判断基準を示さなかった。原告会社として規制に対する線引きも不明確なまま、誰も、経済産業省に対する確認等をせず、規制内容の確認を一步も踏み出さなかった。このように、原告会社製噴霧乾燥器が該当し得る規制条件になつたにもかかわらず、責任のある者がしかるべきことをせず、許可申請をしないで輸出してきたのだから、言い訳はできない（以上につき、乙6号証の23・1ページ）。
- ・ (■) 警部補から「非該当との方針が示されたのに、社として該非の判定基準は作成しなかったのか。」と質問されたことに対し) 該非の判断基準は、あいまいというか、なかつた。私は原告会社社員に本件要件ハが非該当となる根拠やその線引きを示せなかつたので、原告会社社員にしてみれば、本件要件ハの線引きが曖昧、不明確であったため、不安だったのだと思う（以上につき、乙6号証の31・2ページ）。

- ・ 結局、該非の判定基準は不明確で、統一の解釈もないまま、私たちは、責任逃れで手を引いてしまった(乙6号証の36・2ページ)。
- ・ 原告会社として、無責任に法、規制を軽視したことで、不正輸出に至った。原告会社として、規制に対する自主判定の基準さえ作らなかつた。不正輸出を犯さないための該非判定委員会も、何の機能も持たず、形骸化していた。結局、本件要件ハについて、誰も明確な基準を付けず、白黒付けなかつた。そのため、判定は不確実、あやふやなもので、当然自身も、本件要件ハの線引きについて、不安感を持っていた(以上につき、乙6号証の38・1ページ)。

③ 「殺菌」の認識について

- ・ H E P A フィルタを付けて装置内を陰圧にして運転すれば、粉体は外に漏れない。そして、熱風を送り込む方法で定置した状態で装置内部を殺菌することもできるので、規制に該当する(乙6号証の4・1ページ)。
- ・ 本社にて、経済産業省やシステックの担当者から噴霧乾燥器の特徴・性能等について質問を受けた際の自身の回答内容からすれば、当時、噴霧乾燥器を空焚きすれば、装置内部を滅菌・殺菌できると考えていたということである(乙6号証の5・1ページ)。
- ・ 空焚きで装置内部を殺菌できることは当たり前のことで、経済産業省から「滅菌殺菌は、蒸気に限定せず、乾熱、薬液等のあらゆる方法を含む」と言われたが、とにかく、それで殺菌できるものまで該当するとは、当時は思っていなかったんですよ(乙6号証の35・2ページ)。
- ・ 噴霧乾燥器の滅菌・殺菌について、一般的・代表的な方法は、蒸気、薬液、乾熱の3種類で、湿熱は一般的な方法ではないと思う。噴霧乾燥器を乾燥運転つまり空焚きすれば、装置内部が高温となり、内部を殺菌できることは当たり前のことである。各菌がどれくらい

の温度で死ぬのかという細かい知識はないが、一般的な細菌であれば、100度程度で死ぬということは知っていた（以上につき、乙6号証の36・1ページ）。

などと、それぞれ供述していたものである。

そうすると、①原告島田が曝露防止構造を有するCIP機能付き薬液による滅菌・殺菌が可能な噴霧乾燥器が規制要件に該当すると認識していたとの原告らの主張については、上記①の規制要件の認識について原告島田が供述した、経済産業省から滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないと説明され、あらゆる方法を含む「滅菌・殺菌」という広範囲な規制になる見込みと原告大川原に説明したなどの供述と齟齬するものであること、②原告島田はガイダンスに従って非該当と判断し許可が必要でないと思い無許可で輸出していたとの原告らの主張については、上記②の非該当判断の根拠について原告島田が供述した、原告会社製の噴霧乾燥器を非該当としたが、会社統一の明確な理由付けはなかった、原告大川原ら3名を含めて誰も該非の判断基準を示さなかつた、原告会社社員に本件要件ハが非該当となる根拠やその線引きを示せなかつたなどの供述と齟齬するものであること、③原告島田は乾熱殺菌が業界において非常識であり、一切発想したことがなかつたとの原告らの主張については、上記③の「殺菌」の認識について原告島田が供述した、熱風を送り込む方法で定置した状態で装置内部を殺菌することができるので規制に該当するなどの供述と齟齬するものであることが認められ、この点について████警部補から説明を受けた原告島田が上記アの①ないし③について供述調書に記載されないことを納得し、供述調書への記載を求めなかつたのである。

- (イ) また、原告らは、外事一課員が、原告会社社員であった████に対して、「覚えてません、国内なのでわかりませんは、あなたは通用しません。初回からのらりくらりした回答で終始しています。」(甲141号

証の1・4枚目)などと根拠なく非難する発言を行っているのは不当な追及的取調べであるとも主張するが(原告ら準備書面2第1の4(4)イ・17及び18ページ)、外事一課員がこのような発言をした事実はない。

この点、外事一課員が[REDACTED]を取り調べた直後に作成した取調べメモ(乙5号証の4及び5)によれば、外事一課員は、[REDACTED]に対し、「自分のメールボックスに届いた上司からのメールを開かないことがありえるのか。あなたはそんないい加減な仕事をする人間なのか。」と述べた事実は認められるのである(乙5号証の4・4ページ)、当該質問は、自身のメールボックスに届いた上司からのメールを確認していないとの不自然かつ不合理な供述を追及したことを記載するものであるところ、外事一課員が、原告が主張するような発言をしていたのであれば、上記取調べメモに記載されると考えられるのであり、そのような記載がないことからすれば、原告主張の事実がなかったことは明らかであるといえる。

(ウ) そして、原告らは、大阪地裁平成28年3月25日判決(判例タイムズ1425号265ページ)によれば、被疑者が申し立てた増減変更内容を供述調書に記載する義務を負っているため、増減変更申立てを拒否する権限は取調べ官には存在しないにもかかわらず、[REDACTED]警部補が原告島田に対して、内容が不自然であるから増減変更申立てに応じることはできないと説明する行為自体違法であるなどとも主張するようであるが(原告ら準備書面2第1の4(3)ないし(6)・14ないし23ページ)、被告都準備書面(2)第3の1(2)(28及び29ページ)のとおり、取調べ官はあらゆる角度から取調べを行い、事案の真相究明に努めるべき職責を有しており、取調べ官が熱心に真相を供述するよう説得したり、他の被疑者の供述やそれまでの捜査により判明した事実に照らして矛盾や食い違いを追及することは事案の重大性や嫌疑の程度によっては、やむを得ないと評価されるというべきであることからすれば、被疑者がこれまでの供

述等と矛盾する増減変更申立てを行った場合に、被疑者に対して当該矛盾点を説明すること自体は許容されることは当然であるし、矛盾した供述について、理由を追求することなく増減変更に応じなければならず、矛盾した内容の供述調書を作成しなければならならないというのは極めて不合理というべきであるから、内容が不自然であるから増減変更申立てに応じることはできないと説明する行為自体違法であるとする原告らの主張は失当というべきである。

そして、上記(ア)（29ないし33ページ）で述べたとおり、[] 警部補は原告島田に対し供述が矛盾していることを説明し、原告島田はこれに納得して供述調書への記載を求めなかつたものであり、かかる行為が国賠法上違法とされるいわれはないのである。

4 誘導や詐術的発言、恫喝を含む言動をしたとの主張について

(1) 原告らの主張

原告らは、[] 警部補が、原告島田に対し、①熱風により何らかの菌がある程度死ねば「殺菌」に該当するとの解釈を述べていたこと（甲142、143号証）、②原告会社製の噴霧乾燥器が「あってはならない場所」に納入されていたが、噴霧乾燥器がある場所については捜査中である旨を述べたこと、③供述調書は供述書ではなく調書なので、被疑者が言う内容を一言一句そのまま書類にするものではない旨を述べたこと、④「過去の不正輸出の事例ではほとんどが逮捕されていますけど、島田さんは輸出規制の担当者、責任者として自分はどのように考えていますか。」、「[] の [] さんみたいになりたいんですか。」と述べたこと、⑤原告大川原及び亡相嶋は認めている旨、原告島田だけが逮捕されることになる旨を述べたことは違法であるなどと主張する（原告ら準備書面2第1の5・23ないし30ページ）。

(2) 被告東京都の反論

ア [] 警部補が原告島田に対して上記①及び⑤の発言をした事実がないことは、被告都準備書面(2)第3の2(2)エ(ア)及び同(オ)（35、37及び38

ページ) で述べたとおりである。

そして、[REDACTED] 警部補等は、本件任意取調べが終わった直後の記憶が鮮明なうちに取調べメモ(乙6号証の1ないし39)を作成しているのであり、同取調べメモに原告らが指摘する上記①及び⑤の発言をしたことをうかがわせる記載がないことからしても、[REDACTED] 警部補が原告島田に対して当該発言をした事実がないことは明らかである。

イ また、[REDACTED] 警部補の上記②ないし④の発言について国賠法上違法がないことについては、被告都準備書面(2)第3の2(2)エ(イ)ないし同(エ)(35ないし37ページ) で述べたとおりである。

この点、上記②の発言については、[REDACTED] 警部補は、原告会社製の噴霧乾燥器が「あってはならない場所」に納入されていた事實を把握していたものの、当該事案について捜査中であったことを踏まえ、その旨を述べたものであって、虚偽の事實を告げたものではない。

5 本件弁解録取に係る主張について

(1) 弁解録取書のドラフトを作成していたことについて

ア 原告らの主張

原告らは、[REDACTED] 警部補が作成した弁解録取書①のドラフト(下書き)は本件弁解録取前に既に完成されていたため違法であるなどと主張する(原告ら準備書面2第2の2・31ページ)。

イ 被告東京都の反論

この点については、前記2(2)(26及び27ページ)で述べたのと同様、[REDACTED] 警部補は、それまでに聴取した内容を踏まえ、白紙に下書きを打ち出しており、原告島田の弁解を録取した上で、当該用紙を原告島田に見せ、同人がその内容に納得したため、当該用紙の内容を弁解録取書①に転記し、原告島田に閲覧させて誤りのないことを確認し、同人が納得して弁解録取書①の欄外に指印した後、末尾に署名指印しているのであるから、原告らの主張は事実に反するものである。

(2) 弁解録取書①の修正依頼に応じなかつたとの主張について

ア 原告らの主張

原告らは、原告島田は一貫して原告大川原や亡相嶋と方針について協議したことはない旨を述べており、本件弁解録取の場になつていきなり供述を変遷させて、原告大川原と亡相嶋からの「非該当で輸出する」との方針に基づいて輸出した旨を供述することは不自然極まりないと主張する（原告ら準備書面2第2の3・31ないし33ページ）。

イ 被告東京都の反論

しかしながら、原告島田は、本件任意取調べにおいて、業務運営会議で亡相嶋が「うちのは殆どあたらない」と言って、原告大川原も異論を唱えなかつたので、これが「非該当」と決まった経緯であった（乙6号証の15・2ページ、同21・1ページ）、「結局誰も、該非の具体的な判断基準を示さなかつたが、輸出規制の対応をしていたのは社長、相嶋、私であつて、大筋で、非該当で輸出する方針をこの3人で決めたことに間違いない。」（乙6号証の39・1ページ）と供述しており、本件弁解録取に至るまで一貫して原告大川原や亡相嶋と方針について協議したことはない旨を述べていた事実はなく、よって、[] 警部補の説明に応じて、原告大川原と亡相嶋からの「非該当で輸出する」との方針に基づいて輸出した旨を供述することはむしろ自然であるといえるから、原告らの主張は失当である。

なお、外事一課員の取調べにおいて、原告大川原も、亡相嶋、原告島田及び自身の3人で、原告会社の輸出対象の噴霧乾燥器を非該当で輸出するという話合いをした旨を供述し（丙A70号証）、亡相嶋も、原告大川原、原告島田及び自身の3人で、輸出規制開始後の対応について話し合い、原告大川原が「非該当」で行こうという方針を決定した旨を供述し（丙A78号証）、更には、原告会社の執行役員である[] も、「該非判定委員会も輸出管理最高責任者も全く機能しておらず、海外営業が持ち込む該非判定用の書類を「非該当ありき」で記載していたのが実情でした。」「正確

な時期は覚えていませんが、噴霧乾燥器の輸出管理規制が始まった前後の頃、会社の方針として当社の噴霧乾燥器を非該当とする方針が決まったからでした。この方針について発言をしたのが誰であったかは覚えていませんが、可能性があるのは、大川原社長、相嶋靜夫取締役、島田取締役のうちの誰かだったと思います。」（丙A20号証2及び3ページ）と供述しており、これらの供述は、原告島田の「原告大川原と亡相嶋からの「非該当で輸出する」との方針に基づいて輸出した」との認識とも符号するものであり、このことは、原告大川原や亡相嶋と方針について協議したことはない旨の原告島田の供述が真実と異なることを示すものである。

(3) 弁解録取書①を裁断した行為について

ア 原告らの主張

原告らは、[] 警部補が公文書である弁解録取書①を送致不要であるから破棄してよいなどと判断するはずがなく、また、[] 警部補が作成した被疑者弁解録取状況報告書には、虚偽の裁断の経緯が記載され、かつ、被疑者の増減変更申立ての事実とこれに応じなかった事実という弁解録取書を作成し直した経緯が隠蔽されているなどと主張する（原告ら準備書面2第2の4・33及び34ページ）。

イ 被告東京都の反論

この点、[] 警部補が弁解録取書①を送致不要との認識のもと裁断したことは、被告都準備書面(2)第3の3(2)ウ（39及び40ページ）で述べたとおりであり、その経緯については、[] 警部補作成の被疑者弁解録取状況報告書（丙A125号証）のとおりである。

第3 結語

以上述べたとおり、原告らの請求に理由がないことは明らかであるから、本訴請求は棄却されるべきである。

以 上